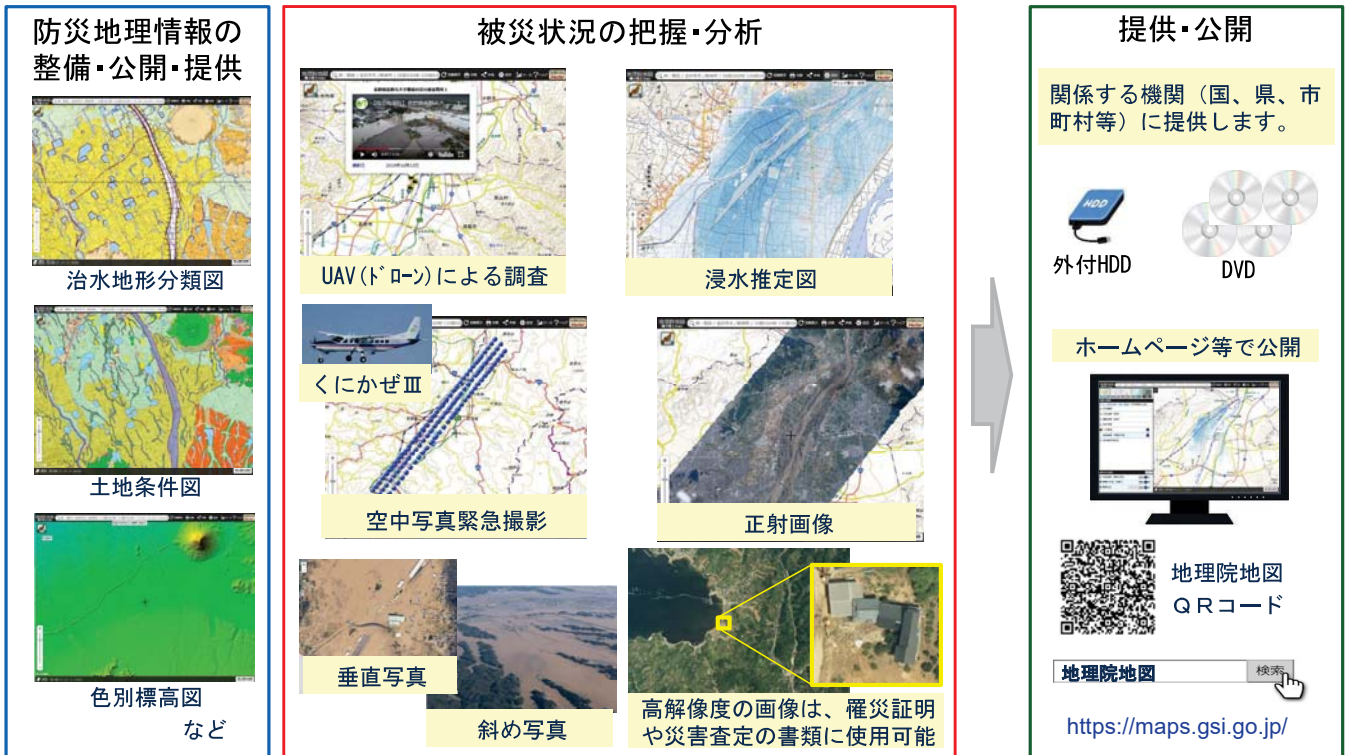


国土地理院からの情報提供

大規模災害時に地理空間情報を提供(継続)

国土地理院

○ 国土地理院は災害対策基本法に基づく指定行政機関（四国地方測量部は指定地方行政機関）として、大規模災害発生時には、関係機関に地理空間情報（空中写真など）を提供します。また、ホームページ等のWebから国民の皆様にも公開します。



自然災害伝承碑を地図に掲載(継続)

国土地理院

○ 過去に起きた津波や洪水などの自然災害の情報を伝える石碑やモニュメントを「自然災害伝承碑」として地理院地図などへ掲載することにより、自然災害の教訓を地域のみなさまに適切にお伝えし、先人の教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指します。

防災基本計画（平成30年6月中央防災会議）
第2編第1章第3節国民の防災活動の促進

4 災害教訓の伝承
国及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、（略）広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう務めるものとする。

2万5千分1地形図「伊予長浜」(部分拡大)

新刊行の紙地図に掲載

四国地方の公開状況

34市町村128基
2021年5月14日現在

地理院地図
↓
「災害伝承・避難場所」
↓
「自然災害伝承碑」
↓
「災害区分」
↓
地図記号をクリック
伝承碑画像をクリック
↓
碑名、災害名、伝承内容などが表示されます